

## ○ 適正配置に伴う通学条件（案）

## 1 本市の実態

- 徒歩通学（小学生）
- 徒歩通学・自転車通学（中学生）
  - ※ 一部の中学校では、自宅から学校までの距離により徒歩通学・自転車通学を区分
- その他 保護者送迎等（特別な事情による場合）

## 2 通学距離に関する法令基準等

通学距離による考え方 (徒歩や自転車による通学基準)	(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令) ○ 小学校については概ね4 km以内、中学校については概ね6 km以内であること。
通学時間による考え方	(公立小中学校の適正規模・配置に関する手引き：文部科学省) ○ 概ね、1時間以内を目安として、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断

## 3 西脇市の通学に関する考え方

小学校の通学距離・通学時間	○ 概ね4 km以内は徒歩通学、概ね4 kmを超える場合は、通学バスによるものとする。 ○ 通学時間は、概ね1時間以内とする。
中学校の通学距離・通学時間	○ 概ね6 km以内は自転車通学 但し、各学校の実情に応じて、一部を徒歩通学とすることができる。 ○ 概ね6 kmを超える場合は、通学バスによるものとする。 ○ 通学時間は、概ね1時間以内とする。
小・中学校共通	○ 特別な支援・配慮を要する児童生徒が、通学バスを利用する場合は、それぞれのケースに応じて対応を協議する。

## 4 通学バスの運行

通学バスの運行	○ 通学バス運行については、当該地域の実態や関係者のニーズを踏まえ決定する。
---------	--

## 5 通学路の安全確保

通学路安全プログラム推進	○ 通学方法や通学校が変更となる児童生徒の新たな通学路について、通学路安全プログラム推進に係る関係機関と連携し、通学路の安全確保を図る。
--------------	--

※ 通学手段の確保については、当該地域における交通状況や該当する児童数等により検討（公共交通・民間バス等の活用）